

民間事業者にも障害配慮義務付けた改正差別解消法の成立と課題

伊藤久雄（認定NPO法人まちぼっと理事）

以下は、東京新聞が2021年5月28日づけで報道した内容である。

『障害がある人の移動や意思疎通を無理のない範囲で支援する「合理的配慮」を企業や店舗などの民間事業者に義務付ける改正障害者差別解消法が28日の参院本会議で全会一致で可決、成立した。政府は、あらゆる人が暮らしやすい「共生社会」を実現するため、環境整備を急ぐ。

これまで配慮の義務付けは国や自治体のみで、民間事業者には努力を求めただけだった。準備に時間が必要として、施行日は公布から3年を超えない日とした。政府は事業者と障害者の双方に対応する相談窓口の整備や、どのような配慮が必要かをまとめた事例集の周知を進め、可能な限り早い施行を目指す。』

本稿では、改正差別解消法の内容とDPI、日弁連などの評価とともに、自治体の条例策定などの課題を考えたいと思う。

1. 改正差別解消法の内容

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律は、以下のとおりである。

- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

- 2 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

第六条第二項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

- 四 国及び地方公共団体による障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項

第八条第二項中「するように努めなければ」を「しなければ」に改める。

第十四条中「できるよう」の下に「人材の育成及び確保のための措置その他の」を加える。

第十六条に次の一項を加える。

- 2 地方公共団体は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、地域における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整

理及び提供を行うよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

理 由

障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

以上のような改正は、次の2点に特に意義がある。

- ① これまで努力義務に止まっていた事業者による合理的配慮の提供を義務化としたこと（第八条の改正）
- ② 行政機関相互の連携の強化を図り、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化としたこと（第三条の改正）

2. 今後の課題 参議院、衆議院の付帯決議

衆議院、参議院はともに付帯決議を可決している。付帯決議には多くの課題が盛り込まれているので、以下参議院の付帯決議を全文掲載する（衆議院の付帯決議は参考資料を参照のこと）。

□ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律案に対する付帯決議【2021年5月27日 参議院・内閣委員会】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 本法の施行は、公布の日から三年を待たず、可能な限り早期に行うこと。
- 二 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律についての理解がより一層深まるよう啓発に努めるとともに、本法並びに本法に基づく基本方針、対応要領及び対応指針の改定については、国の各行政機関、地方公共団体及び民間事業者に周知徹底すること。
- 三 複合的な差別を含め、障害を理由とする差別の解消を総合的に推進するため、次期障害者基本計画の策定を通じて把握した課題について、障害者基本法及び障害者虐待防止法の見直しを含めて必要な対応を検討すること。
- 四 基本方針において、障害者の権利に関する条約の精神にのっとり、差別の定義に係る基本的な考え方を明記することを検討すること。
- 五 障害のある女性や性的少数者等への複合的な差別の解消について、基本方針、対応要領及び対応指針に明記することを検討すること。また、地方公共団体と連携して、複合的な

- 差別に関する情報の収集、分析を行うこと。
- 六 基本方針等において、障害の分野に応じて、具体的な差別事例や合理的配慮の提供事例を盛り込むことを検討すること。
- 七 基本方針、対応要領及び対応方針の改定に当たっては、障害者の権利に関する条約における障害当事者参画の理念等を踏まえ、障害者、障害者団体その他の関係者の意見を聴取すること。
- 八 障害者基本計画の実施状況の監視に当たっては、知的障害者及び精神障害者を含む障害者並びに障害団体の構成員の参画を検討すること。
- 九 障害を理由とする差別に関する相談及び紛争の防止又は解決に必要な体制を整備するに当たっては、以下の諸点に留意すること。
- 1 障害を理由とする差別に関する相談について、たらい回しを防止する等の観点から、ワンストップの相談窓口を設けるとともに、国と地方公共団体との連携を強化すること。
 - 2 障害者が安心して相談することができるよう、相談窓口における相談対応者に障害者を加えること。
 - 3 既存の機関によるこれまでの対応について調査、分析し、その結果を公表すること。
- 十 相談窓口については、電話対応だけでなく、FAX、電子メール、SNS等の利用を可能とするなど、聴覚障害者が利用しやすい体制を整備すること。
- 十一 障害を理由とする差別の解消に向けた啓発活動に当たっては、障害者団体等が実施している研修に関する情報を可能な限り収集し、その内容も十分に踏まえて検討すること。
- 十二 障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集及び整理に当たっては、民間事業者に対し情報の提供等を求めつつ、国の各行政機関及び地方公共団体が協力・連携し、データベースの構築等により、情報を共有すること。
- 十三 障害者差別解消法第五条に基づく環境の整備を行うため、公共施設、公共交通機関その他不特定多数の者が利用する施設等のバリアフリー化を推進するための財政措置を含め、必要な措置を講ずること。
- 十四 合理的配慮の提供に当たっての意思の表明について、知的障害等により本人の意思の表明が困難な場合には家族、介助者等が本人を補佐して行うことも可能であることを、国の各行政機関、地方公共団体及び民間事業者十分に周知すること。
- 十五 基本方針、対応要領及び対応方針の改定に当たっては、障害の特性に応じて、ルビ、点字、音声等を用いるなど、全ての人に分かりやすい情報提供となるよう配慮すること。
- 十六 国の各行政機関又は地方公共団体が合理的配慮を提供しない場合は、その理由を障害者側に十分説明することに努め、その旨を国の各行政機関及び地方公共団体に周知徹底すること。
- 十七 障害者差別解消支援地域協議会について、未設置市町村も少なくないことを踏まえ、

地方公共団体に対して十分な支援を行うこと。

十八 法令等において用いられている「障害者」のうかんむりの「害」の字を、石へんの「碍」とし、又は、ひらがなの「がい」とするかどうかについての検討に資するため、障害当事者の意向や世論の動向を把握すること。

3. D P I 等の評価

D P I、日弁連等は、法改正を受けて声明等を発表している。主な団体の声明等を紹介する（それぞれ概要である）。

<D P I 日本会議> 佐藤 聡（事務局長）報告

この法改正で、私たちが長年求めてきた民間事業者の合理的配慮の提供が義務化されます。施行期日は3年を超えない範囲ということで、現時点では明確には決まっていませんが今後、内閣府の障害者政策委員会等で明らかになっていくものと思われま

す。衆参の内閣委員会での審議では、差別の定義、ワンストップ相談窓口、事例の収集と公表、障害女性の複合差別、法の対象範囲、合理的配慮提供への財政措置、学校での合理的配慮、環境整備、施行期日等の重要課題について与野党の議員から真摯な議論が展開されました。附帯決議にも多くの課題を盛り込んでいただきました。

次は内閣府の障害者政策委員会へ舞台を移し、基本方針の見直しが行われます。国会での議論を受けて、重要課題や積み残しの課題をしっかりと議論し、基本方針に盛り込むことが必要です。

D P I 日本会議は、障害者権利条約が求めるインクルーシブな社会を目指し、今後も全力で取り組んで参ります。

<日本弁護士連合会> 中 会長声明

この度の法改正（以下「本改正」という。）は、宣言及び意見書において指摘してきた現行法の問題点のうち、これまで努力義務に止まっていた事業者による合理的配慮の提供を義務化するとともに、行政機関相互の連携の強化を図り、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化することを内容とするものであり、障害を理由とする差別の解消を推進させるものとして積極的に評価できる。特に、事業者による合理的配慮の提供の義務化は差別解消を前進させる重要な改正であり、その効果に大いに期待するところである。当連合会としても、コンプライアンスの実践のため事業者の合理的配慮の履行について啓発・周知を図っていくことや、行政機関の実施する相談体制への専門職としての協力を惜しまない所存である。

ただし、本改正内容の施行日は公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日とされているところ、上記改正点は条約の完全実施に向けた第一歩であるから、本改正については速やかな施行により、事業者による合理的配慮の義務化、上記

支援措置の具体化・予算化が一日も早く進められるべきである。

＜連合＞ 相原康伸事務局長談話

1. 民間事業者における合理的配慮の提供義務化は一步前進であり評価
2. 改正法の早期施行と実効性確保が不可欠
3. 相談窓口のワンストップ化と差別の定義の明確化を急ぐべき
4. 誰もが差別を受けることなく安心して生活できる社会づくりに取り組む

4. 自治体の課題

(1) 障害者差別解消に関する条例の制定

(公社) 地方自治研究機構によれば、令和3年3月26日時点で障害者差別解消に特化した条例を制定している団体は、インターネットで公開している例規集等から確認できるものとして、都道府県が36団体、指定都市が8団体、中核市が9団体、一般市が34団体、町村が17団体、合計104団体を数えることができるとしている(詳細は参考資料を参照のこと)。

都内に限ってみると以下のとおりである。

- 八王子市 障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例
- 国立市 国立市誰もがあたりまえに暮らすまちにするための『しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言』の条例
- 立川市 立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例
- 小金井市 障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例
- 日野市 日野市障害者差別解消推進条例
- 多摩市 多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例

全国的にも、都内でも、条例策定はすすんでいない。今回の法改正を機会に、条例策定が進むことを期待したい。

(2) 障害者差別解消支援地域協議会の設置

参議院の付帯決議でも、「障害者差別解消支援地域協議会について、未設置市町村も少なくないことを踏まえ、地方公共団体に対して十分な支援を行うこと」を求めている。障害者差別解消支援地域協議会は、障害者差別解消法第17条の規定に基づき、障害者差別の解消に係る事例共有、関係機関の連携推進、差別の解消に資する効果的な取組の検討、障害特性および障害者への理解を促進するための普及啓発・研修等について協議を行うことにより、障害を理由とする差別を解消する取組を推進するため設置するものである。

資料は少し古いが平成 30 年度（2018 年度）の設置状況は、都道府県、政令市、中核市等は 10%、一般市（60%、共同設置を含む）、町村（39%、共同設置を含む）となっている（内閣府、平成 30 年度地域協議会設置状況等報告体制整備事業実施報告）。都内市区町村の設置状況に関する資料はないが、都内区市町村における相談受付状況等は報告されている（令和 2 年東京都障害者差別解消支援地域協議会資料）。

都内区市町村における相談受付状況 相談件数（平成 31 年度）

| | 合 計 | 相談内容 | | その他 |
|----|-------|-------|-------|---------|
| | | 不当な差別 | 合理的配慮 | |
| 件数 | 5 6 | 9 1 | 1 2 3 | 2 7 0 |
| 割合 | 2 1 % | 3 4 % | 4 5 % | 1 0 0 % |

今後、改正差別解消法が施行されれば、相談件数が飛躍的に増えることが予想される。差別解消支援地域協議会の活動がより重要になると考えられる。

(3) 小規模施設（店舗等）への対応

差別解消法改正に先立って、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」が改正されている。国土交通省は、建築物のバリアフリー化の一層の推進のため、3 月 16 日、バリアフリー設計のガイドラインである「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」を改正・公表した。

主な改正内容は以下のとおり。

1. 小規模店舗のバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実

【主な改正事項】

出入口は段差を設けない、かつ有効幅員は 80 cm 以上、通路は 90 cm 以上とする旨を記載飲食店は車椅子のまま食事できるよう、原則として可動式の椅子席を設ける旨を記載備品による移動の支援や接遇、適切な情報提供等のソフト面の工夫に関する記載の充実等

2. 重度の障害、介助者等に配慮したバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実

【主な改正事項】

重度の障害や介助者の利用を想定し、車椅子利用者用便房の大きさについて見直し多機能便房の機能分散化や個別機能を備えた便房の適正利用の推進、案内表示の追加車椅子利用者用駐車施設等の必要な高さの見直し（運用面の柔軟な対応を含む）等

3. 建築物のバリアフリーに関する優良事例の追加（国立競技場、小規模店舗、病院、歴史的建造物等）

建築物、とりわけ小規模店等のバリアフリー化の推進は「合理的配慮」をすすめるためには重要な課題である。地域の小規模な店舗には、出入り口をはじめとしてバリアが多く、車いすでは出入りできない店舗が多い。市区町村の一層の取り組みが期待される。

<参考資料>

- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院）
https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g20409059.htm
- 衆議院付帯決議
https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/naikaku289A8D5CDD9AE049492586B9002C70D8.htm
- （祝）「障害者差別解消法改正法成立！」～民間事業者も合理的配慮の提供義務化へ～（D P I）
https://www.dpijapan.org/blog/workinggroup/advocacy/kaishouhou_kaisei_seiritsu/
- 日弁連 障害者差別解消法の改正を受けての会長声明
<https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2021/210528.html>
- 連合 障害者差別解消法改正法案の可決・成立に対する談話（事務局長）
https://www.jtuc-rengo.or.jp/news/article_detail.php?id=1144
- 条例の動き 障害者差別解消に関する条例（地方自治研究機構）
http://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/045_Prohibition_of_discrimination_for_persons_with_disabilities.htm
- 平成 30 年度地域協議会設置状況等報告体制整備事業実施報告（内閣府）
<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/houkoku/pdf/h30/report.pdf>
- 「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の改正
https://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000868.html
(建築設計標準本文)
http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000049.html